NPO 法人 Map, Navigation, and Orienteering Promotion

旅費交通費規定

当法人の役員、会員、及び、法人関係イベントでのボランティアスタッフが、業務に参加 する場合の、旅費・交通費の支給方法は次の通りとする。

1. 交通機関を利用する場合

自宅から業務に参加する場所までのバス、電車等の運賃の合計額を支給する。 電車の運行距離数が 50km を越えた場合は、特急料金を支給する。 タクシーの利用については他に交通機関が無く、やむを得ない場合に限って利用を認める。

2. 自家用車を使用する場合

自宅から業務に参加する場所までの走行距離数に 1km 当たり 30 円を乗じた金額を支給する。(20 円/km は燃料代、10 円/km は車両使用費として計算) 走行距離数は地図等により計測し、自己申告とする。 有料道路を利用した場合はその料金を支給する。

3. 宿泊を伴う場合

宿泊費は実費を支給する。

但し、一泊 10,000 円を上限とする。

4. その他

1~3に該当しない、または理事長が検討の余地があると判断したものに関しては、 その都度理事長の判断を仰ぐ。

附則

1. この規定は平成27年5月24日から適用する。